

## 固定資産税の住宅耐震改修に伴う住宅に対する 減額措置が始まりました

既存住宅を耐震改修した場合、耐震改修をおこなった住宅について、  
次の要件をそなえた場合に税額が減額されます。

### (1) 家屋および耐震改修工事の要件

- (ア) 家屋の要件  
昭和57年1月1日以前に建てられた住宅
- (イ) 耐震改修工事の要件  
平成18年1月1日から平成27年12月31日  
までの間に、建築基準法に基づく現行の  
耐震基準に適合した改修工事。  
(ただし、1戸当たりの工事費が30万円以  
上のものに限る。)

### (2) 減額期間

減額される期間は、原則は改修工事が完了した年  
の翌年分から、工事完了時期に応じ次のとおりにな  
ります。

工事完了時期	減額期間
平成18年1月1日～平成21年12月31日	3年間
平成22年1月1日～平成24年12月31日	2年間
平成25年1月1日～平成27年12月31日	1年間

### (3) 減額の範囲

減額の範囲は、一戸当たり120平方メートル相当  
分までとし、改修住宅にかかる固定資産税の1/2が  
減額されます。

### (4) 減額を受けるための方法

減額の措置を受けるためには、現行の耐震基準に  
適合した工事であることの証明書を添付し、改修後  
3カ月以内に市へ申告していただく必要があります。

※ 証明書の発行主体……地方公共団体、建築士、  
指定住宅性能評価機関、指定確認検査機関

問い合わせ先 員弁庁舎 課税課 ☎74-5830 FAX74-5859

## 農業所得のある方へ

### 収支計算の準備は進んでいますか？

農業所得の申告に用いられてきました農業所得標準は廃止され  
ました。

これまで、農業所得標準を適用し確定申告をされてきた方も、  
平成18年分の確定申告からは、収入金額から必要経費を差し引  
く「収支計算」で農業所得を計算していただくことになります。  
販売代金が振り込まれる口座の通帳や出荷伝票など、収入金額の  
分かる書類と、領収書など必要経費の分かる書類を保存し、ノート  
などに記帳することが大切です。

ご不明な点がありましたら、桑名税務署または員弁庁舎課税課  
までお問い合わせください。



問い合わせ先 桑名税務署 個人課税部門 ☎22-5123  
員弁庁舎 課税課 ☎74-5830 FAX74-5859